

## 風営適正化法による許可・届出の対象となる営業

☆ 風俗営業、特定遊興飲食店営業 を営む場合は、公安委員会の許可が必要になります。

☆ 性風俗関連特殊営業・深夜酒類提供飲食店営業 を営む場合は、公安委員会への届出が義務付けられています。

業 種 別		定 義
風 俗 営 業	接 待 飲 食 等 営 業	1号営業 料理店、社交飲食店
		2号営業 低照度飲食店
		3号営業 区画席飲食店
	遊 技 場 営 業	4号営業 マージャン店・パチンコ店等
		5号営業 ゲームセンター等
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業		ナイトクラブ等
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1号営業 ソープランド
		2号営業 店舗型ファッションヘルス
		3号営業 スードスタジオ・個室ビデオ・のぞき部屋・ストリップ劇場等
		4号営業 ラブホテル・モーテル・レンタルルーム
		5号営業 アダルトショップ・大人のおもちゃ屋等
		6号営業 出会い系喫茶
	無 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1号営業 派遣型ファッションヘルス等
		2号営業 アダルトビデオ等通信販売営業
	映 像 送 信 型 性 風 俗 特 殊 営 業	インターネット等利用のアダルト画像送信営業
	店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	テレホンクラブ(入店型)
無 店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業	ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等(無店舗型テレクラ)	
深 夜 酒 類 提 供 飲 食 店 営 業	バー、酒場等	